

介護保険による住宅改修申請の流れ

①住宅改修についてケアマネジャー等に相談



②住宅改修の事前申請

- ・住宅改修の事前申請の書類を市へ提出してください。

【利用者の提出書類】

- 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書
- 住宅改修が必要な理由書(ケアマネジャー等が作成)
- 工事費見積書(住宅改修費の支給対象となる費用の内訳がわかるよう、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したもの)
- 見積書に記載されている部材のカタログ写
- 住宅改修着工前の状態が確認できる写真(工事箇所ごとの改修前の写真とし、撮影日がわかるもの)
- 住宅改修前後の状態がわかる平面図(日常生活上の動線を→で記入したもの)
- 確認書(複数の住宅改修の事業者から見積もりを取るよう説明を受けたことの確認)
- 個人番号の記載等に関する確認書
- 住宅改修承諾書(住宅改修を行う住宅の所有者が被保険者でない場合)
- 委任状(口座払いの振込先が被保険者でない場合)
- 居宅介護(介護予防)住宅改修費申請に係る同意書(新規認定申請中、入院、入所中に工事を行う場合)
- 高齢者住宅リフォーム費用助成申請書(高齢者住宅リフォーム助成を申請する場合)

●:全員提出していただくもの
○:該当者のみ提出していただくもの



③事前申請の審査確認

- ・市は提出された書類等により、保険給付として適当な改修かどうか審査確認をします。
- ・審査の結果は電話にてお伝えします。

※この時点での確認内容は、事前の提出書類のみによる確認の結果です。
最終的な支給額の決定は、改修工事完了後の提出書類により審査のうえ決定します。



施行→完成

※事前申請書提出後、工事内容等(住宅改修支給対象部分)に変更がある場合、必ず工事着工前に高齢福祉課にご相談ください。(軽微でない変更の場合、住宅改修給付対象として認められない場合があります)



④住宅改修費の支給申請・決定

- ・工事終了後、領収書等の書類を市へ提出してください。これにより、「正式な支給申請」が行われることになります。
- ・市は、事前に提出された書類との確認、工事が行われたかどうかの確認を行い、当該住宅改修費の支給を必要と認めた場合、住宅改修費を支給します。(月末締めで市受付後、おおむね3か月後に支給となります)

【利用者の提出書類】

- 住宅改修に要した費用にかかる領収書(原本もしくは写しを提出。写しの場合は窓口で原本の確認が必要です。)
- 住宅改修完成後の状態を確認できる写真(工事箇所ごとの改修後の写真とし、撮影日がわかるもの)
- 工事費内訳書(住宅改修に要した費用がわかるもの)
- 高齢者住宅リフォーム完了報告書(高齢者住宅リフォーム助成を申請した場合)
- 高齢者住宅リフォーム助成金交付請求書(高齢者住宅リフォーム助成を申請した場合)

※事前申請がなかった工事については、支給対象外とします。

※施設等に入所(入院)されている方が退所(院)前に住宅を改修する場合は、高齢福祉課にご相談ください。